

令和4年度事業報告

FROM JW CENTER

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営を図るとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、出版事業、広報事業など社会的ニーズに即応した事業を実施した。

I 電子マニフェスト事業

1. 電子マニフェスト加入者数及び年間登録件数

電子マニフェスト加入者数は、前年度比1.3%増^(*)の308,160者となった。

(*) 新規加入者は10.8%増であったが、年度内においてC料金の未利用者の約2.9万者が解約したため、総計は微増となる

電子マニフェスト年間登録件数は、「令和4年度において普及率70%」を掲げた「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）の目標を令和3年12月に前倒しで達成してからも増加傾向は続き、令和4年度は前年度比7.5%増の約3,853万件（電子化率77%）となった。

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (電子化率 [*])	
	排出事業者				収集運搬 業者	処分業者	合計		
	A料金	B料金	C料金	計					
令和3年度 実績	3,709	35,986	230,396	270,091	24,384	9,653	304,128	35,845,687 (72%)	
令和 4年度	計画	3,740	40,200	226,000	269,940	25,900	9,840	305,680	38,450,000 (77%)
	実績	3,710	40,912	227,416	272,038	26,227	9,895	308,160	38,534,164 (77%)

*年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

2. 電子マニフェスト普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、多量排出事業者への普及促進に取り組むとともに、関係業界団体等と連携して重点普及対象（電子マニフェストの利用割合が比較的少ない建設業（がれき類）等）への普及活動のほか、以下の事業を実施した。

(1) 重点普及対象への普及活動等

重点普及対象である建設業（がれき類）については、座談会「長野県の建設業に係る電子マニフェストの利用について」を令和5年2月に開催した。電子マニフェスト導入の参考に、建設業者3社による電子マニフェスト導入経緯や運用状況等の紹介をホームページ（機関誌「JWセンター情報」夏号）に掲載することとしている。

また、処理業者の加入を促進するため、チラシを自治体に配付し、処理業許可窓口に設置して周知いただくよう依頼をした。

(2) 電子マニフェスト導入説明会のWeb開催等

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議システムによる電子マニフェスト導入説明会の開催を実施したほか、説明ビデオ・テキストをホームページに公開し、いつでも視聴・閲覧できるようにした。

また、都道府県等が主催する説明会等への講師派遣依頼については、現地もしくは近隣のインストラクター（JWセンター委嘱）を優先的に派遣した。

- 1) 導入実務研修会 50回
- 2) 地方公共団体等と連携した説明会（講師派遣） 105回
- (3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページやメルマガを通じて電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を実施した。

また、令和4年10月にホームページに掲載しているFAQの利便性の向上を図るため、質問に対して適切な回答を自動提供するチャットボットを導入した。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保（管理画面等を一部改修）するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化することで侵入の防御を行い、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持した。

4. 環境省受託事業

環境省より以下の事業を受託し、実施した。

(1) 電子マニフェスト普及拡大事業

1) 電子マニフェスト導入実務説明会の開催（Web会議システムを利用）

電子マニフェストシステムに未加入の事業者を対象に、排出事業者向け、建設業者向け、処理業者向けの説明会をそれぞれ開催した（10回851人）。開催の周知として多量排出事業者5,000社に電子マニフェスト導入実務説明会の開催案内チラシを配付した。

2) 業種別事例集の作成（Ⅳ 調査事業 1. 受託調査等事業 を参照）

5. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

電子マニフェスト情報は資源循環を支えるビッグデータであり、さらに循環型社会の形成を推進していくためには、処理委託された産業廃棄物がどのように処分・再資源化されたかについての情報が追加されることが重要である。電子マニフェスト情報から廃棄物の処理・資源循環の状況が地域ごとに、また全国的にも簡易かつ適時に把握が可能となるように、処分方法や再資源化物等の種類・量を電子マニフェストの項目として追加する検討を行った。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

(1) 講習会

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を（公社）全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会並びに（公社）日本医師会との連携のもとに実施した。令和4年度は、令和3年度に引き続きオンライン講義と会場試験を組合せた講習会（以下「オンライン講習会」という。）を実施した。また、パソコン等を使用する環境がない等の理由で受講できない受講者への救済措置として、会場で講義ビデオを視聴し、受講後に試験を受ける「講義ビデオ会場視聴型講習会」を全国の主要都市で更新講習会（収集・運搬課程）14回を開催した。

1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）

（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。）

6 課程

2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会（以下「特管責任者講習会」という。）

2 課程

3) PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB 講習会」という。）

1 課程

(2) 講習会の開催実績（試験回数）

1) 新規講習会	276 回	14,469 名 (15,935 名)	
2) 更新講習会	414 回	22,049 名 (24,082 名)	
3) 特管責任者講習会	227 回	14,952 名 (12,966 名)	
4) PCB 講習会	9 回	246 名 (307 名)	
計	926 回	51,716 名 (53,290 名)	※カッコ内は前年度実績

(3) 委員会

講習会を適切に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」、修了試験問題に関する事項を審議する「講習会試験委員会」を各 2 回、「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会テキスト作成・試験委員会」を 1 回、「PCB 講習会テキスト作成・試験委員会」を 1 回開催した。

(4) Web による受講申込みの普及拡大

令和 4 年 4 月より新しい「講習会申込システム」の運用を開始した。新システムでは Web 申込で課題となっていた顔写真データのサイズ加工等の操作性の改善、パソコンのみであった対応端末をスマートフォン及びタブレットにも拡充するなど利便性の向上を図った。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会」として、Web 会議システムを活用した双方向（ライブ形式）での研修会を開催した。

産業廃棄物マネジメント研修会	20 回	1,088 名
----------------	------	---------

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JW センターで定めた評価基準に基づいた評価を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施した。

評価実績：新規 1 社 2 製品、更新 1 社 4 製品、失効 1 社 1 製品（累計：11 社 42 製品）

IV 調査事業

1. 受託調査等事業

環境省より、「業種別事例集作成業務」を受託し、電子マニフェストの活用を含め、産業廃棄物の適正処理に関する優良な取組を行っている排出事業者の業種別事例集を取りまとめるため、有識者、関係業界の代表者、自治体、処理業者の協力を得て、業種別事例集作成委員会を開催し、事例集の構成や活用方法等を検討し、作成作業を行った。令和 4 年度は、前年に引き続いて、公務を対象に、「教育、消防、交通、警察、卸売市場、産業廃棄物処理」の各分野に関する業種別事例集を取りまとめた。

2. 自主調査事業

産業廃棄物の排出量が多い畜産農業等を対象としたバイオマス利用促進にむけた取組状況調査、中間処理業

者や産業廃棄物処理業における脱炭素に向けた取組調査、排出事業者の社内研修等の状況調査、電子manifestの普及状況に関する排出事業者及び処分業者へのアンケート調査を行った。

調査事業の内容については、学会等を通じて広く情報提供を行った。

V 国際協力事業

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、日韓台ネットワーク会議は見合わせるなど、積極的な活動が困難となった。

VI 広報事業

1. JW 懇話会

JW 懇話会は、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から実施を見合わせた。

2. 機関誌の発行

JW センターの機関誌を発行した。

- (1) 発行 季刊（年4回）
- (2) 発行部数 各号1,800部
- (3) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

「廃棄物処理法令（三段対照）・通知集（令和4年版）（令和4年5月発行）」等の廃棄物処理に関する書籍の企画、編集、出版、販売協力を行った。

4. ホームページ等による広報

電子manifest事業、教育研修事業など JW センターの活動等について、ホームページによる情報提供を行った。また、JW センターの各事業の利用者等に対するメールマガジンの配信（年15回、配信数 約26万件/回）を行った。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係団体3団体（（公社）全国産業資源循環連合会、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団、JW センター）の共催による「産業廃棄物と環境を考える全国大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止とした。

2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの協力依頼を受け、社会貢献の観点から出えんを行った。

3. JW センターの業務・情報システムの再構築

講習会及び JW センターの業務管理を主とした「講習会等管理システム」をはじめとする情報システムの再構築を行い、令和3年12月に一部運用を開始し、段階的に運用を開始した。

4. 情報セキュリティ対策の充実強化

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格であるISO 27001の実践・維持向上に努めた。

VIII その他

1. 財政基盤の強化

(1) 基本財産の増額

JWセンターの経営の長期的な安定の確保に資するため、基本財産を3億円積み立て、令和3年度の計画に基づき16億円とした。

(2) 資産取得資金の保有

1) JWNETバックアップシステム構築積立資産

大規模災害等により、現行のJWNETデータセンターが一定期間の稼働停止となった場合等に備えるバックアップシステムの構築に備える資金を保有することとした。

2) JWNET機能改善積立資産

電子マニフェスト情報の一層の有効活用に向けて充実を図るとともに、加入者の更なる利便性の向上を図るため、電子マニフェストシステムの改善に備える資金を保有することとし、令和4年度は1億円を積み立てた。

3) 基幹システム改善積立資産

講習会業務の管理を主とした「講習会等管理システム」や「講習会申込システム」等の運用面でのシステム改善に備える資金を確保するため、令和4年度は5千万円を積み立てた。

2. Web講座

JWセンター職員の産業廃棄物の知識向上、及び国、自治体に対するJWセンターの貢献を目的に令和2年度から実施しているWeb講座について、令和4年度は長岡文明氏、及び自治体担当者を講師に迎え、廃棄物処理法初任者のための研修、災害廃棄物支援、ごみ屋敷対策、行政処分等の自治体による事例紹介を4シリーズ(17回、参加者数延1,138名)開催した。

3. デジタル化の推進

JWセンターの文書管理や業務管理のデジタル化の推進を図るため、現状の把握を行い、実施に向けた検討を進めた。

4. 事務所移転

令和5年5月8日の事務所移転を目指し、準備を進めた。

JW センター主催「廃棄物処理法初心者のための Web 講座」 令和 5 年度 第 1 弾 開催報告

FROM JW CENTER

総務部広報室

前年度から引き続き、令和 5 年度も「廃棄物処理法初心者のための Web 講座」の第 1 弾を全 4 回の日程で開催いたしました。開催当日は、事前に収録した講義録画をご覧いただき、その後事前にいただいたご質問を中心に、オンタイムでチャット形式での質疑応答を行いました。

[講師] 第 1～3 回 長岡 文明 氏 (BUN 環境課題研修事務所 主宰)

第 4 回 JW センター情報サービス部

[対象] 環境省・都道府県政令市等の産業廃棄物部局のご担当者

[開催日時及び講義内容]

講義内容	日 時
第 1 回 廃棄物処理法の基礎	令和 5 年 5 月 19 日 14:00～16:30
第 2 回 排出事業者の責務	令和 5 年 5 月 30 日 14:00～16:30
第 3 回 処理業許可 (総合判断説を含む)	令和 5 年 6 月 6 日 14:00～16:30
第 4 回 地方自治体における電子マニフェストの運用	令和 5 年 6 月 14 日 14:00～16:00

韓国環境公社 (KECO) 資源循環事業本部長等の訪問

FROM JW CENTER

国際部

令和 5 年 6 月 29 日 (木) に韓国環境公社 (KECO) の Jeong 資源循環事業本部長、Hong 廃棄物発電部長ら計 7 名が JW センターを訪問しました。KECO は、韓国における廃棄物、大気、水等の環境保全や資源循環の促進に係る事業を包括的に手掛ける組織であり、韓国における電子マニフェストシステムの運営管理を行っております。このことから、JW センターでは 2006 年から、両国の産業廃棄物管理と環境保全の推進に寄与することを目的に交流の覚書を締結し、定期的に情報交換などを行っております。

今回の訪日目的は、日本における農家から排出される廃プラスチックの処理状況に関する調査であり、会議では、日本の電子マニフェストから得られる廃棄物データの詳細や電子マニフェストと自治体の連携状況などについて熱心に質問をされるとともに、マニフェスト不交付時における罰則制度や電子マニフェスト利用料金体系などについても意見交換が行われました。Jeong 資源循環事業本部長からは「今後は日本との情報交換等の交流を強化して、韓国の廃棄物政策の改善に役立てたい」とのお話をいただきました。



写真 1 挨拶される Jeong 資源循環事業本部長



写真2 KECO等（左7名）からの来訪者

お知らせ・人事

FROM JW CENTER

令和5年6月28日に開催された定時評議員会において審議され、以下の理事2名が決定いたしました。

理事

	氏名	所属・役職	区分
1	加藤 恵子	株式会社ミダックホールディングス 代表取締役社長	新任
2	高橋 潤	高俊興業株式会社 代表取締役社長	新任

三本守理事につきましては、同日をもって退任されました。

人事（令和5年5月1日付）

	職名	氏名	
1	電子マニフェストセンター情報システム部 システム専門員	新木 亜紗美	（新規採用）

令和5年版 廃棄物処理法令（三段対照）・通知集

●法令（法律・政令・省令及び告示）

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令（政令）、施行規則（省令）を互の委任関係が分かりやすい三段対照として編集。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係省令及び告示も収載。

●通知

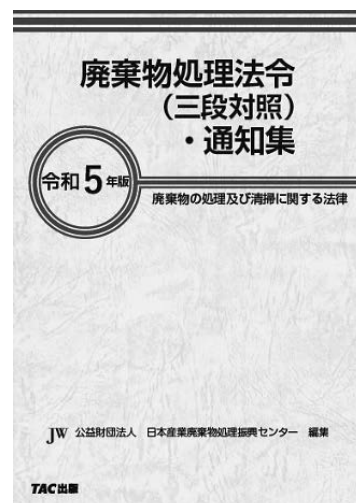
- ・排出事業者及び産業廃棄物処理業者に関わりのある通知を最新内容まで厳選して収載。

●資料編

- ・廃棄物処理法における罰則一覧、廃棄物関連ホームページ一覧を収載。

JW センターホームページよりお申込みください。

URL <http://www.jwnet.or.jp/publish>



定価 4,730 円（本体 4,300 円＋税）